



## 令和6年10月1日診療分から助成対象となる年齢を 高校生年代まで拡大して実施します

令和6年10月1日診療分から、所沢市の子ども医療費助成制度の対象年齢が高校生年代まで拡大されます。これに伴い、**新しい受給者証（オレンジ色）を交付いたしましたので、10月1日以降本証をお使いください。**

### 【子ども医療費助成制度の概要（令和6年10月1日診療分から）】

#### 1. 助成対象となる年齢

0歳から**18歳**に達した日の属する年度の末日まで

#### 2. 助成資格要件

所沢市に住民登録があり、各種社会保険または国民健康保険に加入している児童の保護者

#### 3. 助成対象となる医療費

保険診療分の医療費一部負担金（未就学児は2割、就学児は3割負担分）

※ただし、高額療養費や付加給付が健康保険組合等から給付される場合はその額を除いた額

#### 4. 助成対象とならない医療費

##### （1）保険診療とならない費用

※入院時の食事代、健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド料、文書料、交通費など

##### （2）交通事故等により第三者からの賠償として支払われる費用

##### （3）学校・幼稚園・保育園管理下におけるケガ等の医療費で、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となる費用

※市内の市立小中学校に通う児童については、市内の医療機関にかかる場合（月額21,000円未満のとき）受給者証が利用できますが、学校を通してスポーツ共済のお手続きは必要です。

#### 5. 受給者証が使えるところ

##### （1）埼玉県内の保険医療機関（病院・歯医者・薬局・訪問看護ステーション）

##### （2）所沢市内の柔道整復師等（接骨院・整骨院・あんま・はり・きゅう・マッサージ等）

※保険証と受給者証を窓口で提示すると、保険診療分の医療費一部負担金の窓口払いがなくなります。

※医療機関によっては対応していない場合があります。

#### 6. 受給者証が使えない場合（一旦窓口払いが必要になります）

##### （1）埼玉県外の保険医療機関、または所沢市外の柔道整復師等で受診した場合

##### （2）保険診療分の医療費の一部負担金が、医療機関・入院・通院ごとに、1か月21,000円以上かかった場合

##### （3）「子ども医療費受給者証」を提示しなかった場合

##### （4）子ども医療費助成制度に対応していない医療機関を受診した場合

##### （5）防衛医科大学学校病院に入院した場合



改正点は、対象となる年齢が拡大したところです。

## 7. 一旦窓口払いした場合

医療機関の窓口で支払った医療費（保険診療分の医療費一部負担金）の申請については「医療費交付申請書」にてご申請ください。

※「医療費交付申請書」は市役所こども支援課、各まちづくりセンター窓口グループ、市民課サービスコーナー（所沢駅・狭山ヶ丘・小手指）窓口に置いてあります。ホームページからダウンロードもできます。申請書裏面の注意事項をよくお読みになりご申請ください。不備等がある場合、助成できないことがあります。また入院等高額の医療費は事務手続上、振り込みに数か月を要する場合があります。

## 8. 登録内容に変更があった場合

勤務先の変更や保険扶養者の変更で加入保険が変わった、引っ越しをした、口座を変更したい、などのときはお届けが必要です。

※ほかの医療費助成制度へ切り替えをしたり、所沢市外へ転出すると受給資格が喪失となりますので、「子ども医療費受給者証」をご返却ください。

**資格喪失後に受給者証を使用したときは、助成を受けた額の返還を求めますのでご注意ください。**

## 9. 中学生以下のお子様の古い受給者証について

**今までお使いの受給者証（ピンク色）は9月30日までご利用ください。**

**10月1日以降は使用できませんので、破棄をお願いいたします。**

### 【Q&A】

#### Q1. 高校生年代児童の令和6年9月30日までの医療費は？

A1. 高校生年代児童が受診した9月30日までの医療費は助成対象外となります。

#### Q2. 受給者証が届いたが、9月30日までに転出したり、重度心身障害児等医療費助成制度や

#### ひとり親家庭等医療費助成制度、生活保護などへ切り替わっているときは？

A2. 子ども医療費受給資格が消滅となります。受給者証のご返却をお願いいたします。

#### Q3. 10月1日より前にオレンジ色の受給者証は使えるの？

A3. 使えません。中学生以下のお子様はピンク色の受給者証をお使いください。

#### Q4. ピンク色とオレンジ色の受給者証はどこが違うの？

A4. ピンク色は有効期間の終期がお子様15歳になる年度末に、オレンジ色は期間の始期が令和6年10月1日、終期が18歳になる年度末に設定してあります。

#### Q5. オレンジ色が届いたので、誤ってピンク色の受給者証を10月1日より前に捨ててしまった。

A5. 中学生以下のお子様で9月30日までに医療機関へかかる場合は、対象のお子様の保険証をお持ちになり、こども支援課へお越しいただければ、ピンク色の受給者証を再交付いたします。または一旦医療機関窓口でお支払いいただき、後日医療費交付申請書にて申請をお願いいたします。

#### Q6. 兄弟でオレンジ色の受給者証が届いた子どもと届かなかった子どもがいる。

A6. 生年月日が平成18年4月1日以前のお子様や、他の医療費助成制度に加入しているなどで、子ども医療費助成制度対象外のお子様には交付しておりません。また高校生年代のお子様で申請が未済の場合、受給者証は交付できませんので、お早めにご申請をお願いいたします。